

8 年 4 月 27 日

福 井 県 議 会 議 長 様

三宅 わたる

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書 (会 派 ・ 議 員)

福 井 県 政 務 活 動 費 の 交 付 に 関 す る 条 例 第 9 条 第 項 の 規 定 に
よ り 、 下 記 の と お り 令 和 07 年 度 の 政 務 活 動 費 の 収 支 を 報 告 し ま す 。

記

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政 務 活 動 費	3,600,000	
利 息 収 入	2,728	
自 己 負 担 金		
合 計	3,602,728	

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	118,760	
研 修 費	10,000	
広 聴 広 報 費	184,072	
要 請 陳 情 ・ 県 民 相 談 等 活 動 費		
会 議 費	88,000	
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	72,480	
事 務 所 費		
事 務 費	15,675	
人 件 費	528,125	
合 計	1,017,112	

3 残 金 2,585,616 円

政務活動費集計表(会派・議員)

(単位:円)

使途項目	収入、支払科目																	総計
	収入 支出	旅費	会議費 負担金	食糧費	謝金等 報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷 製本費	通信 運搬費	燃料・ 光熱水費	修繕料	広告料	人件費	その他	収入額	
政務活動費	収入																3,600,000	3,600,000
利息収入	収入																2,728	2,728
収入合計																	3,602,728	3,602,728
調査研究費	支出	111,200	1,600					5,960										118,760
研修費	支出				10,000													10,000
広聴広報費	支出									1,290				182,782				184,072
会議費	支出		88,000															88,000
資料購入費	支出							72,480										72,480
事務費	支出										15,675							15,675
人件費	支出														528,125			528,125
支出合計		111,200	89,600	0	10,000	0	0	78,440	0	1,290	15,675	0	0	182,782	528,125	0	0	1,017,112
総合計		111,200	89,600	0	10,000	0	0	78,440	0	1,290	15,675	0	0	182,782	528,125	0	3,602,728	2,585,616

令和 7 年度

領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 三宅 わたる

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	14-1	支 払 年 月 日	令和7年 4月 21日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	会派による県外視察		
費 用 内 容	土産代	摘 要	4個
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	5,960 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

No.000005-3888-8011

2025年04月21日

三宅 わたる 様

消費税

441円を含む。

¥5,960-

但し、土産物代

として上記正に領収いたしました。

越前くげの里

株式会社武生製麺

福井県越前市真柄町7-37

※財布等にはさんで保管頂く場合は、

印刷面を内側に折り込んで頂くようお願いいたします。

越前くげの里

登録番号 T8210001011777

株式会社武生製麺

福井県越前市真柄町7-37

0778-21-0272

お問い合わせありがとうございます。

2025年 4月21日(月)14:20 #000005

00001212

8011

***** 領収証明細 *****
領収書発行番号 3888
金 客 員 ¥5,960内8 五月ヶ瀬レクシオン ¥5,960
(4個 x @1,490)小計 ¥5,960
(内税8%対象額 ¥5,960)
買上点数 4点合 計 ¥5,960
(税率 8%対象額 ¥5,960)
(内消費税等 8% ¥441)
クレジット ¥5,960
(内消費税等 ¥441)

外8、内8マークは軽減税率対象です



領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	14-2	支 払 年 月 日	令和7年 4月 22日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	会派による県外視察		
費 用 内 容	JR代	摘 要	越前たけふ駅～京都駅の乗車券特急券
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	4,510 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
領 収 書 Receipt 領収年月日 2025.4.22 登録番号: T1120001059675 金 額 ¥4,510(消費税等込み) 税 10% 〔クレジット扱い〕 購入商品 JR乗車券類 (00364 2枚) 西日本旅客鉄道株式会社 越前たけMK12発行 10365-01 印紙税申告納付につき大淀 税務署承認済			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	14-3	支 払 年 月 日	令和7年 4月 23日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	会派による県外視察		
費 用 内 容	JR代	摘 要	京都駅～新大阪駅の乗車券特急券の片道分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,880 円 ()	按 分 率 : 充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
領 収 書 Receipt 三宅 伸三 様 2025-4-23 金額 2,880 (消費税別) 2025-4-23 金額 2,880 (消費税別) 〔クレジット扱い〕 購入商品 JR乗車券類 (60279 1枚) 東海旅客鉄道株式会社 京都駅MV800発行 00280-01 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済 (新橋) 京都→新大阪 2,880円 後路分口 領収書紛失			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	14-4	支 払 年 月 日	令和7年 4月 24日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	会派による県外視察		
費 用 内 容	JR代	摘 要	京都駅～越前たけふ駅の乗車券特急券
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	4,510 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 書
Receipt
領収年月日 2025.-4.24 登録番号: T1120001059675
金 額 ¥4,510 (消費税等込み) 税10%
[クレジット扱い]
購入商品 JR乗車券類
(00371 2枚)
西日本旅客鉄道株式会社
京都駅MK305発行 10372-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	14-5	支 払 年 月 日	令和7年 4月 22日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	会派による県外視察		
費 用 内 容	宿泊費	摘 要	2泊分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	24,800 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

No.000255976 精-03 25/04/22 17:18
[ｷｬｯｼｭ]

部屋番号 510

ご利用期間 2025/04/22～2025/04/24
ご利用日 2025/04/22

ミナト様

ご請求額 24,800円

上記金額をクレジットにて領収致しました

◆ご利用明細◆

室料 (2泊分)	24,800円
合計	24,800円
(10%税込 対象合計	24,800円)
(内消費税	2,254円)

*は軽減税率対象商品
ごゆっくりおくつろぎください

ABホテル京都四条堀川

京都府京都市下京区柏屋町5番地
TEL.075-252-0413
FAX.075-252-0411
登録番号 T1180301027293

印紙税申告納
付につき刈谷
税務署承認済

作成地：安城市

クレジットカードご利用明細(外)

カード会社：
ご利用日：
会員番号：
有効期限：
お支払方法：
承認番号：
伝票番号：

AID:

カード会員名：WATARU/MIYAKE

ご利用金額 24,800円

ABホテル京都四条堀川

京都府京都市下京区柏屋町5番地
TEL.075-252-0413

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	12-1	支 払 年 月 日	令和7年 5月 7日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	北陸新幹線整備に向けた議連活動、および県の要望事項を国会議員への要望活動		
費 用 内 容	JR代	摘 要	越前たけふ駅～東京駅の新幹線往復分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	31,880 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
領 収 書 Receipt 領収年月日 2025.5.7 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥31,880 (消費税等込み) 税10% (クレジット扱い) 購入商品 JR乗車券類 (40130 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 越前たけMK11発行 50131-02 越前たけ～東京(5/7.8出社) 印紙税申告納付につき大淀 税務署承認済			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	12-2	支 払 年 月 日	令和7年 5月 8日、
使 途 項 目	調査研究費、	支 出 科 目	旅費、
使 途 内 容	北陸新幹線整備に向けた議連活動、および県の要望事項を国会議員への要望活動、		
費 用 内 容	宿泊費、	摘 要	5/7宿泊分、
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	17,570 円 ()	按 分 率 :	
		充当根拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ご請求明細書
STATEMENT

お名前 三宅 わたる

様


ホテルモントレ赤坂
HOTEL MONTEREY AKASAKA
〒107-0052 東京都港区赤坂4丁目9番24号
4-9-24 Akasaka Minatoku Tokyo City 107-0052
TEL:03-3401-7111 FAX:03-3401-7112
TS120001070356

お部屋番号 318 ご人数 1
ご到着 2025/05/07 ご出発 2025/05/08

日付	ご明細	部屋番号	料金	お支払等	備考
05/07	◇ご宿泊料	318	17,470		
	■宿泊税		100	*	
05/08	クレジットカード	318		17,570	

1

ご請求金額

0

(内 宿泊税等: 100)

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。

10%対象

17,470

(消費税

1,588)

伝票等につきましては、すでにお渡し済みでございますので、再発行致し兼ねます。

◇この請求書を仕入税額控除の確証としてご利用いただけます。

消費税課税対象外

100

■消費税課税対象外

発行番号 050811148829 P 1 1 11 A AL AL
25/05/08 00:53 04845

ご署名

領収書

2025/05/08 050811148829

お名前 三宅 わたる

様

金額

¥17,570-

但し

ご宿泊代として

上記金額正に領収致しました。



印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済

ホテルモントレ赤坂
〒107-0052 東京都港区赤坂4丁目9番24号
TEL:03-3401-7111 FAX:03-3401-7112

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-1	支 払 年 月 日	令和7年 5月 10日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	県議会議員の政務活動の各種補佐を行うための秘書に対する経費		
費 用 内 容	秘書給料(R7年4月分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	40,000 円 (50,000 円)	按 分 率 : 充 当 根 拠 : 政務活動16時間/総勤務20時間	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

令和7年5月10日

三宅 わたる 様

住所 氏名

領収金額 ￥50,000-

上記金額を正に領収いたしました。

但し、令和7年4月分 秘書業務給与として

雇 用 契 約 書

ふりがな	
氏 名	
現 住 所	
下記の条件で契約します	
雇 用 期 間	2025年 4月 1日から 2027年 3月 31日まで
就 業 場 所	福井県越前市宮谷町57-1-11 ※上記事務所以外での就業（テレワーク）も可能とする
業 務 内 容	・政策調査 ・議会活動の補佐 ・WEBにおける活動発信 ・会議における記録などの庶務 ・県民からの要望や相談、ヒアリングの実施補佐 ・その他議員活動などの各種補佐業務
就 業 時 間	月間合計20時間（完全フレックスタイム制） （休憩時間）適宜
就 業 日	雇用者と被雇用者間の相談で日にちを適宜決定
給与（賃金）	月額50,000円（時給2,500円）
給与支払方法	現金支払い又は指定口座への振込
給与振込先	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保有する。	
2025年 4月 1日	
雇用者	三宅 わたる
被雇用者	

勤務実績報告書

R7 4月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	火			
2	水	3	2.5	議員活動報告SNS・HP作成と更新／越前市の方のヒアリング
3	木			
4	金			
5	土	3	1.5	県政報告会の運営・補助
6	日			
7	月			
8	火			
9	水			
10	木			
11	金	3	2.5	越前市の方のヒアリング／内容共有
12	土			
13	日	3.5	2.5	県政報告の動画撮影と配信打合せ
14	月	2.5	2.5	関西へ新幹線関連視察に向けた打合せ・準備
15	火			
16	水			
17	木			
18	金			
19	土			
20	日			
21	月	3	2.75	議員活動報告SNS・HP作成と更新／越前市 就労継続支援B型事業所ヒアリング
22	火			
23	水			
24	木			
25	金	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
26	土			
27	日			
28	月			
29	火			
30	水			
計		20	16	

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 三宅 わたる

〔政務活動費充当計算〕

①総支給額 = ¥50,000
 ②政務活動時間 = 16
 ③総勤務時間 = 20
 ①×②／③ = ¥40,000

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	13-1	支 払 年 月 日	令和7年 5月 12日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	令和7年度北陸新幹線建設促進同盟会総会への出席。 ※JR代は越前たけふ駅～東京駅(指定席特急券)+同区間の往復乗車券代 ※復路特急券は含まない。		
費 用 内 容	JR代	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	25,050 円 ()	按 分 率 : 充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
領 収 書 Receipt 領収年月日 2025.-5.12 登録番号: T1120001059675 金 額 ￥25,050 (消費税等込み) 税10% (クレジット扱い) 購入商品 JR乗車券類 (50467 3枚) 西日本旅客鉄道株式会社 越前たけMK12発行 60468-01 越前たけ～東京(往路・指定席特急券)+往復乗車券代。 ※復路特急券は含まない。 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-12	支 払 年 月 日	令和7年 5月 27日
使 途 項 目	事務費、	支 出 科 目	通信運搬費、
使 途 内 容	携帯電話料、		
費 用 内 容	携帯電話料、	摘 要	4月分(3月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,303 円	按 分 率 : 1/4	
	(5,215 円)	充 当 根 拠 : 他 町 活 動 と の 按 分	
領 収 書 そ の 他 の 収 支 報 告 書 の 内 容 を 証 す る 書 類			

〒915-0013
越前市宮谷町57-1-11

三宅 中

様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
[Redacted]			
○ 2025年 4月分 (3月利用分)		2025年 4月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計			

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月14日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-2	支 払 年 月 日	令和7年 5月 27日
使 途 項 目	資料購入費、	支 出 科 目	消耗品費、
使 途 内 容	政務調査のための情報収集、		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞R7年3月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-2	支 払 年 月 日	令和7年 6月 10日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	県議会議員の政務活動の各種補佐を行うための秘書に対する経費。		
費 用 内 容	秘書給料(R7年5月分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	47,500 円 (50,000 円)	按 分 率 : 充 当 根 拠 : 政 務 活 動 19 時 間 / 総 勤 務 20 時 間	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

令和7年6月10日

三宅 わたる、様

住所

氏名

領収金額 ￥50,000-

上記金額を正に領収いたしました。

但し、令和7年5月分 秘書業務給与として

勤務実績報告書

R7、 5月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	木	3	2.75	議員活動報告SNS・HP作成と更新／議員インターンシップ大学生への県政紹介の補助
2	金	2	1.75	鯖江市の方から福祉政策ヒアリング・内容共有
3	土	2	2	議会質問テーマ調査・内容検討
4	日			
5	月			
6	火			
7	水			
8	木			
9	金			
10	土			
11	日	2	2	議会質問テーマ調査・内容検討
12	月			
13	火	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
14	水			
15	木	2	2	議会質問テーマ調査・内容検討・ヒアリング（交通事業者）
16	金			
17	土			
18	日	2	2	議会質問テーマ調査・内容検討・ヒアリング（公務員）
19	月			
20	火			
21	水			
22	木	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
23	金			
24	土			
25	日	3	3	議会質問テーマ調査・内容検討・ヒアリング（教員）
26	月			
27	火			
28	水			
29	木			
30	金			
31	土			
計		20	19	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 三宅 わたる

〔政務活動費充当計算〕

- ①総支給額 = ¥50,000
- ②政務活動時間 = 19
- ③総勤務時間 = 20
- ①×②／③ = ¥47,500

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	16-1	支 払 年 月 日	令和7年 6月 16日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	会議費負担金
使 途 内 容	県議会 議員連盟活動		
費 用 内 容	年会費(R7度福井県議会 森林・林業・林産業活性化	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,600 円 ()	按 分 率 :	
		充当根拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領収書

三宅わたる 様

令和7年6月16日

金額 ￥1,600

但 令和7年度福井県議会森林・林業・林産業活性化推進議員連盟 会費として
上記正に領収いたしました。

福井県議会森林・林業・林産業活性化推進議員連盟

会長 畑 孝

令和7年5月30日

会員各位

福井県議会森林・林業・
林産業活性化推進議員連盟
会長 畑 孝幸

福井県議会森林・林業・林産業活性化推進議員連盟における
会費の徴収について

本連盟については、森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟 全国連絡会議に加盟しており、上記組織への会費納入につきましては、本連盟会員からの会費で賄う必要があります。

つきましては、令和7年度の会費納入に伴う会員からの徴収方法について、下記のとおりとさせていただきますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

○全国連絡会議に納める会費の徴収方法について

年会費 50,000円（毎年9月末までに納入）※振込手数料：660円
合 計 50,660円

令和7年度分

・会員31名から現金にて直接会費徴収

50,660円－1,847円（前年度繰越金） ÷ 31名
＝ 1,574.6円 ÷ 1,600円

○納入期限について

令和7年6月定例会開会日（6月16日）までに現金で控室職員にお渡しください。（なるべくおつりのないようお願いします。）

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-1	支 払 年 月 日	令和7年 6月 27日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	5月分(4月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,301 円	按 分 率 :	1/4
	(5,205 円)	充 当 根 拠 :	他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

{ 4 / 5 ページ }

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	〔本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。〕	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4 / 1 ~ 4 / 30)		
◇基本使用料等 (計)				
2,700	2,700	ahamo		合 算
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	9.8G	合 算
◇通話料・通信料 (計)				
1,009	9	5G・SMS通信料	4月ご利用分	合 算
	1,000	かけ放題オプション定額料 (1000円)		合 算
◇その他ご利用料金等 (計)				
1,023	300	メール持ち運び/メールオプション利用料		合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料		合 算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)		合 算
	400	あんしん通話サポート利用料		合 算
	380	あんしんバックモバイル割引		合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料		合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料		合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります	合 算
◇消費税等相当額 (計)				
473	473	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計				
		合計		

3

〒915-0013
越前市宮谷町57-1-11

三宅 中

様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等

[REDACTED]

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2025年 6月分 (4月利用分)	[REDACTED]	2025年 6月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
[REDACTED]			
合計	[REDACTED]		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月 9日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-3	支 払 年 月 日	令和7年 6月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞R7年4月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

二 利用代金請求明細書
三 宅 中 様

2026/04/09

2025年06月ご請求金額

ご利用カード

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用履歴ポイント	調整額	新金額
2025/06/27	口座振替					

二、利用明細

(單位：PF)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

二、利用明細

(單位：円)

[illegible]

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-3	支 払 年 月 日	令和7年 7月 10日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	県議会議員の政務活動の各種補佐を行うための秘書に対する経費		
費 用 内 容	秘書給料(R7年6月分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	41,875 円 (50,000 円)	按 分 率 : 充 当 根 拠 : 政務活動16.75時間/総勤務20時間	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

令和7年7月10日

三宅わたる

様

住所

氏名

領収金額 ￥50,000-

上記金額を正に領収いたしました。

但し、令和7年6月分 秘書業務給与 として

勤務実績報告書

R7、6月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	日	2	2	議会質問テーマ調査・内容検討・ヒアリング（観光事業者）
2	月			
3	火			
4	水			
5	木			
6	金	2	2	議会質問テーマ調査・内容検討
7	土	3	1.5	県政報告会の運営・補助
8	日	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
9	月			
10	火			
11	水			
12	木			
13	金			
14	土			
15	日			
16	月	2	2	議会質問内容検討・原稿作成補助
17	火			
18	水	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
19	木			
20	金	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
21	土			
22	日			
23	月			
24	火			
25	水	3	3	常任委員会質問内容検討・原稿作成補助
26	木			
27	金			
28	土	2	1	越前市の事業者から観光政策ヒアリング・内容共有
29	日			
30	月			
計		20	16.75	
上記のとおり勤務したことを証明します。				
議員名 三宅 わたる				

〔政務活動費充当計算〕

- ①総支給額 = ¥50,000
 ②政務活動時間 = 16.75
 ③総勤務時間 = 20
 ①×②÷③ = ¥41,875

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-2	支 払 年 月 日	令和7年 7月 28日
使 途 項 目	事務費、	支 出 科 目	通信運搬費、
使 途 内 容	携帯電話料、		
費 用 内 容	携帯電話料、	摘 要	6月分(5月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,307 円	按 分 率:	1/4、
	(5,231 円)	充 当 根 拠:	他の活動との按分、
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

[illegible]

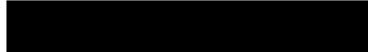
〒915-0013
越前市宮谷町57-1-11

三宅 中

様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等



年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2025年 6月分 (5月利用分)		2025年 6月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
[Redacted Table Content]			
合計			

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月 9日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-4	支 払 年 月 日	令和7年 7月 28日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞R7年5月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中 様

2026/04/09

2025年07月ご請求金額

ご利用カード

お又弘日

造新方法

引落口座

旗本健定日

利用強要ポイント

調型積

運全斷

2025/07/28

口座露骨

二 利用明確

(原包: 内)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

二 利用明細

(單位：円)

[illegible]

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-4	支 払 年 月 日	令和7年 8月 10日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	県議会議員の政務活動の各種補佐を行うための秘書に対する経費		
費 用 内 容	秘書給料(R7年7月分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	40,625 円 (50,000 円)	按 分 率 : 充 当 根 拠 : 政務活動16.25時間/総勤務20時間	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

令和7年8月10日

三宅わたる様

住所
氏名

領収金額 ￥50,000-

上記金額を正に領収いたしました。

但し、令和7年7月分 秘書業務給与として

勤務実績報告書

R7、 7月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	火			
2	水	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月	3	2	越前市に交通政策ヒアリング・内容共有
8	火	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
9	水			
10	木			
11	金			
12	土			
13	日			
14	月	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
15	火			
16	水			
17	木			
18	金			
19	土			
20	日	2	2	県政報告資料作成、アリーナ事業県政課題の整理
21	月	2	2	県政報告資料作成、アリーナ事業県政課題の整理
22	火	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
23	水			
24	木			
25	金			
26	土			
27	日	3	1.5	県政報告会
28	月	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
29	火			
30	水			
31	木			
計		20	16.25	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 三宅 わたる



〔政務活動費充当計算〕

- ①総支給額 = ¥50,000
- ②政務活動時間 = 16.25
- ③総勤務時間 = 20
- ①×②÷③ = ¥40,625

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	15-1	支 払 年 月 日	令和7年 8月 16日
使 途 項 目	広聴広報費、	支 出 科 目	印刷製本費、
使 途 内 容	県政報告会 開催案内ビラ、		
費 用 内 容	県政報告会 開催案内ビラ 印刷費	摘 要	
政 務 活 動 費 額	1,290 円	按 分 率：	
(支 払 額)	(5,160 円)	充 当 根 拠：別紙記載のとおり	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領収書

2025年08月16日

福井県会議員 御中 三宅わたる 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-8890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 5,160円 (税込)

納品期日 当日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC44386433	品名：対話集会 A4 / 片面4色 / コート90 / 1,200部×1種類 / 加工1：トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め) 加工2：	1	5,160	5,160
合 計				5,160

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、

印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。

※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

丸石 池田町議会との共同開催のため、三宅分としては¥2580-

そのうち、県政報告の政務活動 50%、後援会活動 50% の比率。

三宅の政務活動分としては $¥5160 \times 0.5 \times 0.5 = ¥1,290-$

〃 後援会活動分としては 同上

対話集会

- ・池田町の交通事情・暮らしと観光のバランスを考える
- ・町政報告、県政報告のあと、みんなで話しましょう

できないと
諦めず、できることを
一緒に考える会

2025.08.23^土
16:00-17:30

池田町役場横
ツドエル1F
ブックカフェ



丸石純一
池田町議会議員



三宅わたる
池田町議会議員
町政報告役

参加無料

池田町に暮らしたいこと、観光
振興に暮らしたいこと、夢の国
の町づくり、みんなであらまし
よう

問合せ先

丸石 090-4552-9676

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-3	支 払 年 月 日	令和7年 8月 27日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	7月分(6月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,299 円	按 分 率:	1/4
	(5,198 円)	充 当 根 拠:	他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(4 / 5 ページ)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	〔本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。〕	税区分 (TAX)
◇基本使用料等 (計)		ご利用期間 (6/1~6/30)		
2,700	2,700	ahamo		合 算
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	16.8G	合 算
◇通話料・通信料 (計)				
1,003	3	5G・SMS通信料	6月ご利用分	合 算
	1,000	かけ放題オプション定額料 (1000円)		合 算
◇その他ご利用料金等 (計)				
1,023	300	メール持ち運び/メールオプション利用料		合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料		合 算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)		合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料		合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引		合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料		合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料		合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります	合 算
◇消費税等相当額 (計)				
472	472	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計				
		合計		

1

〒915-0013
越前市宮谷町57-1-11

機

電話料金等 二 利用料金証明書

專 刊

[illegible]

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金の支払額を証明しているものではありません。
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月 9日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-5	支 払 年 月 日	令和7年 8月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞R7年6月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-5	支 払 年 月 日	令和7年 9月 10日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	県議会議員の政務活動の各種補佐を行うための秘書に対する経費		
費 用 内 容	秘書給料(R7年8月分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	42,500 円 (50,000 円)	按 分 率 : 充 当 根 拠 : 政務活動17時間/総勤務20時間	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

令和7年9月10日

三宅 わたる 様

住所 氏名

領収金額 ￥50,000-

上記金額を正に領収いたしました。

但し、令和7年8月分 秘書業務給与 として

勤務実績報告書

R7. 8月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	金			
2	土			
3	日			
4	月	3	2	次回議会に対しての内容検討・整理
5	火	3	3	視察に向けた県政テーマの共有、視察準備
6	水			
7	木			
8	金			
9	土	2	2	議員インターンシップ大学生への県政紹介の補助
10	日			
11	月			
12	火			
13	水			
14	木			
15	金			
16	土	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
17	日			
18	月			
19	火			
20	水			
21	木			
22	金			
23	土	3	1.5	県政報告会の運営・補助／議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
24	日			
25	月	2	1.75	越前市の事業者から空き家政策ヒアリング・内容共有
26	火			
27	水			
28	木	3	3	議会質問テーマ調査・内容検討・ヒアリング（県道沿線住民）
29	金			
30	土	2	2	議会質問テーマ調査・内容検討
31	日			
計		20	17	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 三宅 わたる



〔政務活動費充当計算〕

- ①総支給額 = ¥50,000
- ②政務活動時間 = 17
- ③総勤務時間 = 20
- ①×②÷③ = ¥42,500

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-4	支 払 年 月 日	令和7年 9月 29日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	8月分(7月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,300 円	按 分 率:	1/4
	(5,203 円)	充 当 根 拠:	他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(4 / 5 へ—ジ)

[illegible]

三宅 中棟

2026/04/03

2025年09月ご請求金額

ご利用カード

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用残高ポイント	調整額	元金額
2025/03/25	口座振替					

二 利用明確

(單位：元)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
-----	------	-----	------	------	--------	------	-------	--------

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

ご利用明細

(單位：円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払控額	当月請求額	逐月繰越残高
-----	------	-----	------	------	--------	------	-------	--------

2025/07/31	ドコモご利用料金	08月分	本人	1回払い
------------	----------	------	----	------

[illegible]

〒915-0013
越前市宮谷町57-1-11

三宅 中

模

電話料金等 二 利用料金証明書

電話番号等

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2025年 8月分 (7月利用分)		2025年 8月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計			

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
 ※3 各通信サービス提供会社名前の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月 9日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-6	支 払 年 月 日	令和7年 9月 29日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞R7年7月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

二 利用代金請求明細書
三 宅 中 様

2026/04/09

2025年09月ご請求金額

ご利用カード

お支払日	返済方法	引落口座	請求決定日	利用獲得ポイント	調整額	返済額
2025/09/29	口座振替					

二、利用明顯

(照位：四)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

二、利用明細

(単位：円)

[illegible]

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	9-1	支 払 年 月 日	令和7年 10月 4日
使 途 項 目	研修費	支 出 科 目	謝金等報償費
使 途 内 容	自治体運営助言に伴う講師への謝金		
費 用 内 容	講師謝金	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	10,000 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領収書

三宅 中様

東 修平

取引日: 2025年10月04日

下記のとおり領収いたしました。

領収金額

¥ 10,000 -

品番・品名	数量	単価	金額
自治体運営助言指導費	1	10,000	10,000
小計			10,000
消費税 (10% 内税)			(909)
合計			10,000

2025年10月4日・東修平氏 自治体運営助言

・ 日時 10/4 土 15:30 17:00

・ 場所：鯖江商工会議所

・ 指導者：東修平氏（前 四條畷市長）

・ 参加者：山岸みつる・三宅わたる

・ 大まかな内容

東修平氏が四條畷市長時代に実践した「旧態依然とした行政からの脱却」と「市民参加型のまちづくり」について、3つの柱を中心に解説されました。

1. フラットな組織風土への改革

硬直化しがちな行政組織において、最も注力したのが「風通しの良い環境作り」です。若手職員でも市長や幹部に直接提案ができるフラットな組織へと改革し、職員一人ひとりのモチベーションと自律的な課題解決力を引き出す、現代的なマネジメント手法が紹介されました。

2. 徹底した市民目線とDXの推進

「行政は最大のサービス業である」という信念のもと、デジタル技術（DX）を積極活用した事例が語られました。行政手続きのオンライン化や窓口業務の効率化を通じて、市民の利便性を飛躍的に向上させると同時に、職員の不要な業務負担を削減する「攻めのIT戦略」の重要性が強調されました。

3. 対話と共創による公民連携

人口減少と限られた財源の中で持続可能なまちづくりを行うため、民間企業との連携（公民連携）を推進した事例が解説されました。また、SNSの活用やタウンミーティングを通じて、市民を単なる「行政サービスの受け手」から「まちづくりのパートナー」へと変えていくコミュニケーションのあり方が提示されました。

【総括】

これからの自治体運営には、前例踏襲を打ち破る「変革を恐れないマインド」と、職員や市民との「共創」が不可欠であるという力強いメッセージで締めくくられました。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-6	支 払 年 月 日	令和7年 10月 10日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	県議会議員の政務活動の各種補佐を行うための秘書に対する経費		
費 用 内 容	秘書給料(R7年9月分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	46,250 円 (50,000 円)	按 分 率 : 充 当 根 拠 : 政務活動18.5時間/総勤務20時間	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

令和7年10月10日

三宅 わたる 様

住所
氏名

領収金額 ￥50,000-

上記金額を正に領収いたしました。

但し、令和7年9月分 秘書業務給与 として

勤務実績報告書

R7. 9月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	月	3	3	議会質問テーマ調査・内容検討
2	火			
3	水	2	2	議員インターンシップ学生へのヒアリング/内容壁打ち
4	木	2	2	越前市にて そばブランド政策ヒアリング・内容共有
5	金			
6	土	3	3	議会質問内容検討・原稿作成補助
7	日			
8	月	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
9	火	2	2	議会質問内容検討・原稿作成補助
10	水			
11	木			
12	金			
13	土			
14	日			
15	月	2	2	常任委員会質問内容検討・原稿作成補助
16	火			
17	水			
18	木			
19	金			
20	土			
21	日	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
22	月	2	1	議員インターンシップ学生へのヒアリング/内容壁打ち
23	火			
24	水			
25	木			
26	金			
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
計		20	18.5	
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名 三宅 わたる

〔政務活動費充当計算〕

- ①総支給額 = ¥50,000
 ②政務活動時間 = 18.5
 ③総勤務時間 = 20
 ①×②÷③ = ¥46,250

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-5	支 払 年 月 日	令和7年 10月 27日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	9月分(8月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額	1,302 円	按 分 率 :	1/4
(支 払 額)	(5,209 円)	充 当 根 拠 :	他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(4 / 5 ページ)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	〔本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。〕	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (8/1~8/31)		
◇基本使用料等 (計)				
2,700	2,700	ahamo		合 算
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	14.2G	合 算
◇通話料・通信料 (計)				
1,012	12	5G・SMS通信料	8月ご利用分	合 算
	1,000	かけ放題オプション定額料 (1000円)		合 算
◇その他ご利用料金等 (計)				
1,024	300	メール持ち運び/メールオプション利用料		合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料		合 算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)		合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料		合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引		合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料		合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料		合 算
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります	合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります	合 算
◇消費税等相当額 (計)				
473	473	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
② ◇合計		合計		

三宅 中 機

2026/04/09

ご利用カード

返金額

口座振替

(單位：円)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

〒915-0013
越前市富谷町57-1-11

三 中

様

電話料金等 二 利用料金証明書

電話番号等

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2025年 9月分 (8月14日迄)		2025年 9月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計			

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月 8日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-7	支 払 年 月 日	令和7年 10月 27日、
使 途 項 目	資料購入費、	支 出 科 目	消耗品費、
使 途 内 容	政務調査のための情報収集、		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞R7年8月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 額 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円	按 分 率:	
	()	充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ご利用代金請求明細書
三宅 中様

2026/04/09

2025年10月ニ請求金額

ご利用カード

お支払日

返濟方法

引落口座

請求確定日

利用獲得ポイント

調整額

返金額

2025/10/27

口座振替

2 利用明細

(單位：円)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-7	支 払 年 月 日	令和7年 11月 10日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	県議会議員の政務活動の各種補佐を行うための秘書に対する経費		
費 用 内 容	秘書給料(R7年10月分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	42,500 円 (50,000 円)	按 分 率 : 充 当 根 拠 : 政務活動17時間/総勤務20時間	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

令和7年11月10日

三宅 わたる 様

住所 氏名

領収金額 ￥50,000-

上記金額を正に領収いたしました。

但し、令和7年10月分 秘書業務給与として

勤務実績報告書

R7. 10月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	水			
2	木			
3	金			
4	土	4	3	政策調査、対話集会の運営・補助
5	日			
6	月	2	2	福井市にて事業者インバウンド政策ヒアリング・内容共有
7	火			
8	水			
9	木			
10	金			
11	土			
12	日			
13	月			
14	火	2	2	議会質問テーマ調査・内容検討（県決算審査）
15	水			
16	木	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
17	金			
18	土			
19	日	3	1.5	県政報告会の運営・補助
20	月	3	3	常任委員会質問内容検討・原稿作成補助（県決算審査）
21	火			
22	水			
23	木			
24	金			
25	土			
26	日			
27	月	4	3.75	池田町にて県土木事務所等と土木政策の現地調査・ヒアリング・打合せ／議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
28	火			
29	水			
30	木			
31	金			
計		20	17	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 三宅 わたる



〔政務活動費充当計算〕

- ①総支給額 = ¥50,000
- ②政務活動時間 = 17
- ③総勤務時間 = 20
- ①×②／③ = ¥42,500

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	8-1	支 払 年 月 日	令和7年 11月 12日
使 途 項 目	会議費	支 出 科 目	会議費負担金
使 途 内 容	議員会員費(インターン大学生と県政課題の意見交換や県への政策提言プレゼンの作成などを行う「議員インターンシップ」の受入に伴う議員会員費)		
費 用 内 容	議員会員費	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	44,000 円 ()	按 分 率 : 充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 証

NO. 55100

三宅 わたる 様

¥ 44,000 -
但し 議員会員費として、
令和7年11月12日 上記の金額正に領収いたしました
内消費税 ¥4,000 -
現 金 ☒
小 切 手 ☐

特定非営利活動法人ドットジェーピー

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオクトー



特定非営利活動法人ドットジェイピー御中

議員インターンシッププログラム参加学生受入承諾書

この度、特定非営利活動法人ドットジェイピー（以下ドットジェイピーとする）の主催する議員インターンシッププログラムの趣旨、およびドットジェイピーの定める「特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約」に同意し、以下の参加学生をインターン生として受け入れることを承諾いたします。

参加学生氏名



R7 年 7 月 26 日

左署名 三宅わたる



インターン受入期間 R7. 8~9月

特定非営利活動法人ドットジェイビー議員会員規約

第1条（総則）

本規約は、特定非営利活動法人ドットジェイビー（以下「ドットジェイビー」といいます）の議員会員資格、入会手続、議員会員費、議員会員の内容、その他ドットジェイビーと議員会員に関する事項を規定します。

第2条（議員会員）

1. 本規約において、議員会員とは、ドットジェイビーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターンシッププログラムに参加する目的でドットジェイビーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び市長をいいます。
2. 議員会員資格の有効期間は半年とし、春期が10月1日から翌年3月31日まで、夏期が4月1日から9月30日までとします。
3. 議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

第3条（議員会員区分）

議員会員の会員区分は次の通りとします。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員 | ： 衆議院議員または参議院議員の職にある議員会員 |
| (2) 都道府県議会議員会員 | ： 都道府県議会議員の職にある議員会員 |
| (3) 政令指定都市議会議員会員 | ： 政令指定都市議会議員の職にある議員会員 |
| (4) 市区町村議会議員会員 | ： 市区町村議会議員の職にある議員会員 |
| (5) 首長会員 | ： 都道府県または市区町村の長の職にある議員会員 |

第4条（入会手続）

1. 議員会員となろうとする者は、所定の申込書を提出し、ドットジェイビーに対し、入会の申込みを行います（以下当該申込みをした者を「申込者」といいます）。
2. ドットジェイビーは、前項の申込書を受領後、申込者の入会を承認するか否かを検討し、承認する場合には、当該申込者を議員会員名簿に登録します。なお、ドットジェイビーは、申込者の入会を承認しない場合、その理由について一切開示義務を負いません。
3. 申込者は、前項の議員会員名簿に登録されたとき、議員会員資格を取得し、ドットジェイビーに入会します。
4. 議員会員が第6条第1項記載の議員会員費を納入したとき、ドットジェイビーは、議員会員に対し、会員証明書を送付します。

第5条（議員インターンシッププログラム）

1. 議員会員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。
2. 議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイビーが、議員等のもとで実務研修を希望する学生に、当該学生の受入れを希望する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び市長を紹介して、学生に研修の機会を与え、もって社会学習の機会を付与するとともに（以下当該機会を得て議員インターンシッププログラムに参加した学生を「インターン生」といいます）、政治に対する国民の興味を喚起し、社会教育の推進を図ることを目的として、特定の政治団体、宗教団体等の支援をすることなく行う議員インターンシップ活動をいいます。
3. 議員インターンシッププログラムは、春期2月1日から3月31日まで、夏期8月1日から9月30日までとします。
4. 議員インターンシッププログラムの期間中に議員会員が選挙を行う場合の議員インターンシッププログラムの取扱い等については、ドットジェイビーが別途定めるところに従うこととします。

第6条（議員会員費）

1. 議員会員費は、会員区分に従い、次の通りとします。なお金額は半年間分の額となります。

(1) 衆議院議員会員・参議院議員会員	： 金 55,000 円（税込）
(2) 都道府県議会議員会員	： 金 44,000 円（税込）
(3) 政令指定都市議会議員会員	： 金 44,000 円（税込）
(4) 市区町村議会議員会員	： 金 33,000 円（税込）
(5) 首長会員	： 金 55,000 円（税込）
2. 議員会員は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイビーに対し、別途定めるところに従って議員会員費を納入しなければなりません。
3. ドットジェイビーは、退会、議員会員資格の停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会員費を返還しません。

第7条（遵守事項）

1. 議員会員は、ドットジェイビーに入会したことにより知り得た、ドットジェイビーに関する情報、ドットジェイビーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報、その他一切の情報を、ドットジェイビーの議員会員として使用するのに必要な範囲を超えて使用してはならず、また第三者に開示または漏洩してはいけません。議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。
2. 議員会員は、当該議員会員のもとで議員インターンシッププログラムに参加したインターン生に対し、100時間以上320時間以内で、研修を受けさせなくてはなりません。ただし、議員インターンシッププログラムの期間が議員会員の選挙期間と重なった場合等、やむを得ない事情が存する場合は、この限りではありません。
3. 当該インターン生が行った未来事業プログラム（議員インターンシッププログラムと合わせてドットジェイビーが提供するプログラムを意味します）の活動時間は前項の研修時間に含まれるものとします。ただし、ドット

特定非営利活動法人ドットジェイビー議員会員規約

ジェイビー及び議員会員の協議により、異なる扱いをすることができるものとし、この場合、その旨をドットジェイビー又は議員会員からインターン生に対し、所定の方法により通知することとします。

4. 議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他名目の如何を問わず一切の金銭を交付してはいけません。
 5. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイビーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはいけません。
 6. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の議員事務所においてインターンシップ活動を行わせようとする場合には、事前に、インターン生を通して、ドットジェイビーに対しその旨届け出させなくてはなりません。
 7. 議員会員は、誠実に議員インターンシッププログラムに参加しなければならず、ドットジェイビー、ドットジェイビーの会員及び職員、インターン生、その他ドットジェイビーの関係者の名誉、社会的信用等を害する行為をしてはいけません。
 8. 議員会員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイビーに提出した「インターンシップエントリーシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わせなければなりません。
 9. 議員会員は、ドットジェイビーに入会したことにより知り又は知り得た、ドットジェイビーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報などを用いて、ドットジェイビーを介さずにドットジェイビーの会員及びインターン生（その候補者を含む）に独自に接触してはいけません。なお、議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。
- 但し、議員会員への受入が確定したドットジェイビーの会員及びインターン生（その候補者を含む）であって、議員会員が当該学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイビーが承諾した場合にはこの限りではありません。

第8条（退会）

1. 議員会員は、電子メールまたは書面により、ドットジェイビーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。
2. 前項の場合、議員会員は、当該退会の意思表示がドットジェイビーに到達したとき退会し、議員会員資格を喪失します。但し、その場合においても第6条に定める議員会員費の支払義務が消滅するものではありません。
3. 議員会員が、辞職、衆議院の解散その他の事由により議員等の職を失った場合、当該議員会員は、当然にドットジェイビーを退会したものとします。

第9条（議員会員資格の停止）

1. 申込者または議員会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、ドットジェイビーは、入会を承認せず、また、入会後であっても議員会員資格を停止する場合があります（なお、申込者の入会を承認するか否かは、ドットジェイビーの自由な判断に基づくものであり、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェイビーは、申込者の入会を承認しないことがあります。）。
 - (1) 虚偽の事実を述べた場合
 - (2) 議員会員費、その他ドットジェイビーが定める諸費用の支払いを遅滞し、ドットジェイビーが相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合
 - (3) 本規約、その他ドットジェイビーが定める諸規程に違反した場合
 - (4) ドットジェイビー、ドットジェイビーの会員または職員、インターン生、その他のドットジェイビーの関係者等に損害を及ぼした場合または及ぼす虞がある場合
 - (5) ドットジェイビー、ドットジェイビーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイビーの関係者等の名誉または信用を傷つける行為をした場合
 - (6) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、特定の思想または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為（物品の販売等を含みます）、その他法令に違反する行為を行った場合または行う虞がある場合
 - (7) 破産手続もしくは民事再生手続が開始された場合、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
 - (8) 議員会員資格を与えるにあふさわしくない行状があった場合
 - (9) その他、ドットジェイビーの議員会員資格を与えることが適当でない場合
2. 前項により議員会員資格を停止する場合には、ドットジェイビーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メール又は書面により行うものとします。
3. 議員会員は、前項に定める議員会員資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとします。

第10条（著作権等）

議員会員は、ドットジェイビーが提供するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデオ、ページレイアウト、デザイン等一切のものについて、ドットジェイビーが特に認めた場合を除き、ドットジェイビーがそれらの著作権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、所有権その他一切の権利を有していることを承認するものとします。

第11条（変更の届出）

1. 議員会員は、住所、連絡先その他の届出事項に変更を生じた場合、電子メールまたは郵便にて、速やかにドットジェイビーに対し、その旨届け出るものとします。
2. 前項の届出の懈怠により、ドットジェイビー、インターン生または第三者等に損害を与えた場合、議員会員は、その損害を賠償するものとします。

特定非営利活動法人ドットジェイビー議員会規約

3. 第1項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイビーは一切責任を負わないものとします。

第12条（トラブル等）

1. 議員会員は、インターンシッププログラムに関連して、ドットジェイビーの責めに帰すべき事由によらずインターン生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイビーに報告を行うものとし、ドットジェイビーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイビーに対し、何らの負担をかけるものとしません。
2. 議員会員は、インターン生またはその他の第三者から、何らかの損害を被った場合であっても、ドットジェイビーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイビーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとします。

第13条（損害賠償義務）

1. 議員会員は、故意または過失により、ドットジェイビー、ドットジェイビーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイビーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなければなりません。
2. 議員会員の事情により、インターン生が議員インターンシッププログラムに参加することができなくなった場合または継続が困難となった場合、当該議員会員は、インターン生がドットジェイビーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイビーに支払うものとします。

第14条（地位の譲渡等の禁止）

議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して質権等一切の担保権を設定できないものとします。

第15条（その他）

1. ドットジェイビーは、議員会員の議員インターンシッププログラムの活動状況等を、同意を得て、写真またはビデオ撮影することができるものとします。
2. ドットジェイビーは、議員会員の氏名、会員区分（議員又は首長の区分）、所属政党、役職、経歴、写真及びビデオ等を、同意を得て、ドットジェイビーのホームページ、パンフレット、雑誌、新聞、活動報告書等、社内及び社外向け広報活動に用いることができるものとします。
3. ドットジェイビーは、ドットジェイビーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。
4. ドットジェイビーは、議員会員に対し、ドットジェイビーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。
5. ドットジェイビーは、議員会員に対し、ドットジェイビーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

第16条（規約の変更）

ドットジェイビーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。当該変更後、議員会員が議員インターンシッププログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更に同意したものとみなします。

第17条（協議）

本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイビーと議員会員との間で解釈を異にした事項については、双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

第18条（管轄裁判所）

ドットジェイビーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以 上

附則

本規定は、平成26年4月1日より施行するものとします。

平成26年7月1日 改訂・適用
平成27年3月1日 改訂・適用
平成29年3月1日 改訂・適用
平成30年3月1日 改訂・適用
平成31年3月1日 改訂・適用
令和元年10月1日 改訂・適用
令和2年4月1日 改訂・適用

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	10-1	支 払 年 月 日	令和7年 11月 18日
使 途 項 目	広聴広報費	支 出 科 目	広告料
使 途 内 容	県政報告動画の配信に伴う広告料 ※動画 URL https://youtu.be/a88mggvQWDg?si=td4uRBxZCjKBLp9E		
費 用 内 容	動画広告料	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	76,459 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

25年4-5月・ふくいの党会派3人合同WEB広告の分割計算式

費用発生日	Google広告	Google広告の補足説明 ※別紙「請求処理状況レポート」参照	Meta広告(税込) ※別紙Meta領収書参照
5月28日			13,903
5月3日	36,914	当日の「費用」の合計…①	
5月2日	36,751	当日の「費用」の合計…②	
5月1日	36,654	当日の「費用」の合計…③	
4月30日	36,480	当日の「費用」の合計…④	
4月29日	36,598	当日の「費用」の合計…⑤	
4月28日	11,530	当日の「費用」の合計…⑥	1,055
消費税(10%)	19,492	上記広告に係る消費税 =①～⑥の合計×10%	
計	214,419	①～⑥の合計+消費税	14,958
3人分割後	71,473		4,986

※3人分割の割り算は小数点以下を切り捨て

堀居議員、三宅議員の負担額: $71,473 + 4,986 = 76,459$ 人

支払の証拠書類は、山岸みつる議員の報告書に添付

請求処理状況レポート
2025年4月1日 - 2025年6月30日

Google 検索

日付	タイプ	掲載文	インタラク ション	掲載	クレジット	現在の請求
2025年5月3日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 01.全県	表示回数 66709 回	¥18,894	-¥3	
2025年5月9日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 04.津市 市・南港町 市・西田町	表示回数 19095 回	¥6,197	-¥3	
2025年5月3日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 03.東江 市	表示回数 17374 回	¥6,155	-¥2	

- A1 -

日付	タイプ	掲載文	インタラク ション	掲載	クレジット	現在の請求
2025年5月3日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 02.東江 市	表示回数 71368 回	¥5,678	-¥3	
2025年5月2日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 01.全県	表示回数 71368 回	¥18,874	-¥2	
2025年5月2日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 04.津市 市・南港町 市・西田町	表示回数 9824 回	¥6,125	-¥2	
2025年5月2日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 03.東江 市	表示回数 17484 回	¥6,107	-¥1	
2025年5月2日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 02.東江 市	表示回数 17681 回	¥5,845	-¥2	
2025年5月1日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 01.全県	表示回数 72384 回	¥18,828	-¥1	
2025年5月1日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 04.津市 市・南港町 市・西田町	表示回数 19430 回	¥6,102	-¥1	

- A2 -

日付	タイプ	掲載文	インタラク ション	掲載	クレジット	現在の請求
2025年5月1日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 03.東江 市	表示回数 13271 回	¥6,087	-¥2	
2025年5月1日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 02.東江 市	表示回数 17703 回	¥6,627	-¥3	
2025年4月30日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 01.全県	表示回数 66664 回	¥18,668	-¥2	
2025年4月30日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 04.津市 市・南港町 市・西田町	表示回数 19451 回	¥6,111	-¥3	
2025年4月30日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 03.東江 市	表示回数 18425 回	¥6,073	-¥3	
2025年4月30日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 02.東江 市	表示回数 17625 回	¥5,628	-¥1	
2025年4月29日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 01.全県	表示回数 77146 回	¥18,899	-¥2	
2025年4月29日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 04.津市 市・南港町 市・西田町	表示回数 22527 回	¥6,136	-¥4	

- A3 -

日付	タイプ	掲載文	インタラク ション	掲載	クレジット	現在の請求
2025年4月26日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 03.東江 市	表示回数 16190 回	¥6,117	-¥2	
2025年4月29日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 02.東江 市	表示回数 17459 回	¥6,646	-¥2	
2025年4月28日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 01.全県	表示回数 20863 回	¥6,018	-¥3	
2025年4月28日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 03.東江 市	表示回数 6629 回	¥1,913	-¥2	
2025年4月28日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 04.津市 市・南港町 市・西田町	表示回数 5648 回	¥1,827	-¥3	
2025年4月28日	キャンペーン	2025年4月 ふくいの党 3人 県政選 告 02.東江 市	表示回数 5366 回	¥1,772	-¥2	

- A4 -

福井県議会議員 山岸みつる事務局の領収書

アカウントID: XXXXXXXXXX

∞ Meta

請求書/支払日
2025/05/28 2:20

支払い方法
XXXXXXXXXX

支払い済み

¥ 13,903 JPY

取引ID
9938143909632636-10049794401800923

2025/04/28以降の広告費用です。

製品のタイプ
Meta 広告

広告キャンペーン

投稿: 「☐ ☐【福井県議会 ふくいの党】これまでの推進政策の報告と令和7年度のごあいさつ(動画) ☐ ☐

¥ 13,903

2025/04/28 0:00—2025/04/30 23:59

投稿: 「☐ ☐【福井県議会 ふくいの党】これまでの推進政策の報告と令和7...インプレッション15,438件

¥ 13,903

Meta Platforms Ireland Limited
Menion Road
Dublin 4
D04 X2K5
Ireland
VAT Reg. No. IE9692928F
改正消費税法(2015年)に従い、Meta Platforms Ireland Limitedが提供するインターネット上の広告掲載サービスは、国外事業者により提供された事業
<https://www.eta.go.jp/shiraben/ippanjoho/pamph/pdf/cross-kelunai.pdf>

山岸充
7-42
鯖江市日の出町 9160053
日本
支払い明細書番号FBADS-380-104544264

福井県議会議員 山岸みつる事務所の領収書

アカウントID: [REDACTED]

Meta

請求書/支払日
2025/04/28 8:44

支払い方法
[REDACTED]

支払い済み

¥ 1,055 JPY

取引ID
968796566650470-9800992963347737

あなたがこの手動決済を実行しました。

製品のタイプ
Meta 広告

広告キャンペーン

投稿: 「☐ ☐ 福井県議会 ふくいの党】これまでの推進政策の報告と令和7年度のごあいさつ (動画) ☐ ☐

¥ 1,055

2025/04/27 0:00-2025/04/27 23:59

投稿: 「☐ ☐ 福井県議会 ふくいの党】これまでの推進政策の報告と令和7...インプレッション1,613件

¥ 1,055

Meta Platforms Ireland Limited
Merion Road
Dublin 4
D04 X2K5
Ireland

VAT Reg. No. IE9692928F

改正消費税法 (2015年) に従い、Meta Platforms Ireland Limited が提供するインターネット上の広告掲載サービスは、国外事業者により提供された事業

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/cross-kokunai.pdf>

山岸亮
7-42
鯖江市目の出町 9160053
日本

支払い明細書番号FBADS-380-104448566

入出金明細照会（照会範囲選択）

照会条件を入力のうえ、「照会する」ボタンを押してください。

印刷

対象口座

03月29日 12時17分時点

[照会条件を変更する](#)

この口座から
振込・振替

（全2件） 並べ替え： | [日付](#) [摘要](#) [メモ](#)

日付	お支払金額	お預かり金額	取引	残高	摘要	メモ
2025年11月18日分	76,459円		出金		マギシジル	[編集]
2025年11月18日分						[編集]

03月29日 11時00分時点の明細がご覧になれます。

前ページ

1

次ページ

通帳形式ダウンロード

入出金明細をCSVファイルでダウンロード
できます。

[トップページへ](#)

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-6	支 払 年 月 日	令和7年 11月 27日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	10月分(9月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,301 円 (5,206 円)	按 分 率 :	1/4
		充当根拠:	他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(4 / 5 ページ)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	〔本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。〕	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (9/1~9/30)		
◇基本使用料等 (計)				
2,700	2,700	a h a m o		合 算
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	11.6G	合 算
◇通話料・通信料 (計)				
1,009	9	5G・SMS通信料	9月ご利用分	合 算
	1,000	かけ放題オプション定額料 (1,000円)		合 算
◇その他ご利用料金等 (計)				
1,024	300	メール持ち運び/メールオプション利用料		合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料		合 算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)		合 算
	400	あんしん連絡サポート利用料		合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引		合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料		合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料		合 算
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります	合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります	合 算
◇消費税等相当額 (計)				
473	473	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計		合計		

9月分

〒915-0013
越前市宮谷町57-1-11

三宅 中

様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2025年10月分 (2月798円)		2025年10月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計			

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月 9日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-8	支 払 年 月 日	令和7年 11月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞R7年9月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円	按 分 率:	
	()	充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中 様

2026/04/09

ご利用カード

お支払日

返濟方法

引落口座

請求確定日

利用獲得ポイント

調整額

迟金额

2025/11/27

口座攝替

(單位：円)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-9	支 払 年 月 日	令和7年 11月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞D刊 R7年9月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	600 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中 櫛

2026/04/09

ご利用カード

口座振替

(單位：円)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-8	支 払 年 月 日	令和7年 12月 10日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	県議会議員の政務活動の各種補佐を行うための秘書に対する経費		
費 用 内 容	秘書給料(R7年11月分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	47,500 円 (50,000 円)	按 分 率 : 充 当 根 拠 : 政務活動19時間/総勤務20時間	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

令和7年12月10日

三宅 わたる 様

住所 氏名

領収金額 ￥50,000-

上記金額を正に領収いたしました。

但し、令和7年11月分 秘書業務給与 として

勤務実績報告書

R7、 11月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月			
4	火	2	2	議会質問テーマ調査・内容検討
5	水	2	2	越前市にて土木・教育政策の現地調査・ヒアリング（通学路の安全対策）・内容共有
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月			
11	火			
12	水	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
18	火			
19	水			
20	木	2	2	県政課題調査・内容共有（福井アリーナ）
21	金	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
22	土			
23	日			
24	月	2	2	県政課題調査・内容共有（福井アリーナ）
25	火	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
26	水			
27	木			
28	金			
29	土	2	2	議会質問テーマ調査・内容検討・ヒアリング
30	日	2	2	議会質問テーマ調査・内容検討
計		20	19	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 三宅 わたる

〔政務活動費充当計算〕

- ①総支給額 = ¥50,000
 ②政務活動時間 = 19
 ③総勤務時間 = 20
 ①×②÷③ = ¥47,500

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-7	支 払 年 月 日	令和7年 12月 29日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	11月分(10月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額	1,304 円	按 分 率:	1/4
(支 払 額)	(5,219 円)	充 当 根 拠:	他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ご利用代金請求明細書
三宅 中様

2026/04/09

2025年12月ご請求金額

ご利用カード

お支払日

返済方法

引落口座

請求確定日

利用獲得ポイント

調整額

返金額

2025/12/29

口座振替

二 利用明細

(單位：円)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

〒915-0013
越前市宮谷町57-1-11

三宅 中

様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2026年11月分 (10月31日分)		2026年11月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計			

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月 9日

NTTファイナンス株式会社



〒106-0075 東京都港区港南1-2-70

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-10	支 払 年 月 日	令和7年 12月 29日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞R7年10月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ご利用代金請求明細書
三宅 中 様

2026/04/09

2025年12月ご請求金額

ご利用カード

お支払日

返済方法

引落口座

請求確定日

利用獲得ポイント

調整額

返金額

2025/12/29

口座振替

ご利用明細

(単位：円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
2025/10/31	カインズ'ンバ' 行ツツ	本人*	1回払い	3,800	0	3,800	3,800	0

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-11	支 払 年 月 日	令和7年 12月 29日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞D刊 R7年10月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	600 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中機

2026/04/09

2025年12月ご請求金額

ご利用カード

お支払目録

返濟方法

引雍口座

請求確定日

利用獲得ポイント

調整額

返金額

2025/12/29

口座振替

ご利用明細

(單位：円)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-9	支 払 年 月 日	令和8年 1月 10日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	県議会議員の政務活動の各種補佐を行うための秘書に対する経費		
費 用 内 容	秘書給料(R7年12月分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	44,375 円 (50,000 円)	按 分 率 : 充 当 根 拠 : 政 務 活 動 17.75 時 間 / 総 勤 務 20 時 間	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

令和8年1月10日

三宅わたる

様

住所 氏名

領収金額 ￥50,000-

上記金額を正に領収いたしました。

但し、令和7年12月分 秘書業務給与 として

勤務実績報告書

R7. 12月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	月	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
2	火	2	2	議会質問内容検討・原稿作成補助
3	水			
4	木			
5	金	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
6	土			
7	日	3	3	議会質問内容検討・原稿作成補助
8	月			
9	火			
10	水	2	2	常任委員会質問内容検討・原稿作成補助
11	木			
12	金	2	2	議会質問（予特）内容検討・原稿作成補助
13	土	3	1.5	県政報告会の運営・補助
14	日			
15	月			
16	火			
17	水	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
18	木			
19	金			
20	土	2	2	県政課題調査・内容共有（フッ化物洗口）
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木			
26	金			
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
31	水			
計		20	17.75	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 三宅 わたる

【政務活動費充当計算】

①総支給額 = ¥50,000
 ②政務活動時間 = 17.75
 ③総勤務時間 = 20
 ①×②÷③ = ¥44,375

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-8	支 払 年 月 日	令和8年 1月 27日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	12月分(11月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,299 円	按 分 率 :	1/4
	(5,199 円)	充 当 根 拠 :	他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中 様

2026/04/09

2026年01月2請求金額

ご利用カード

お支払日

返済方法

引落口座

請求確定日

利用獲得ポイント

調整額

返金額

2026/01/27

口座搬替

ご利用明細

(單位：円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
2025/11/30	ドコモご利用料金	12月分	本人*	1回払い				

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

〒915-0013
越前市富谷町57-1-11

三宅 中

様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等



年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2025年12月分 (11月利用分)		2025年12月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計			

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月 9日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-12	支 払 年 月 日	令和8年 1月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞R7年11月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ご利用代金請求明細書
三宅 中 様

2026/04/09

2026年01月ご請求金額

ご利用カード

お支払日

返済方法

引落口座

請求確定日

利用獲得ポイント

調整額

返金額

2026/01/27

口座振替

ご利用明細

(単位：円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
2025/11/30	ファイナンシャルバンク	本人*	1回払い	3,800	0	3,800	3,800	0

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-13	支 払 年 月 日	令和8年 1月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞D刊 R7年11月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	600 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ご利用代金請求明細書
三宅 中 様

2026/04/09

2026年01月ご請求金額

ご利用カード

お支払日
2026/01/27

返済方法
口座振替

引落口座 請求確定日 利用獲得ポイント 調整額 返金額

ご利用明細

(単位：円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
2025/11/01	福井新聞社	本人*	1回払い	600	0	600	600	0

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-10	支 払 年 月 日	令和8年 2月 10日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	県議会議員の政務活動の各種補佐を行うための秘書に対する経費		
費 用 内 容	秘書給料(R8年1月分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	41,875 円 (50,000 円)	按 分 率 : 充 当 根 拠 : 政 務 活 動 16.75 時 間 / 総 勤 務 20 時 間	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

令和8年2月10日

三宅 わたる 様

住所 氏名

領収金額 ￥50,000-

上記金額を正に領収いたしました。

但し、令和8年1月分 秘書業務給与 として

勤務実績報告書

R8、 1月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	木			
2	金			
3	土			
4	日	3	2	次回議会に対しての内容検討・整理
5	月			
6	火			
7	水	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
8	木			
9	金			
10	土	5	4	県政報告の動画撮影と配信打合せ／鯖江市にて県職員にハラスメント事案ヒアリング・内容共有
11	日			
12	月			
13	火			
14	水			
15	木			
16	金	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
17	土			
18	日			
19	月			
20	火	3	3	県政課題調査・内容共有（ハラスメント事案）
21	水			
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月	3	2.5	議会質問テーマ調査・内容検討、次回議会に対しての内容検討・整理
27	火			
28	水			
29	木			
30	金			
31	土	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
計		20	16.75	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 三宅 わたる 

〔政務活動費充当計算〕

①総支給額 = ¥50,000
 ②政務活動時間 = 16.75
 ③総勤務時間 = 20
 ①×②／③ = ¥41,875

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	10-2	支 払 年 月 日	令和8年 2月 15日
使 途 項 目	広聴広報費	支 出 科 目	広告料
使 途 内 容	県政報告動画の配信に伴う広告料 ※動画 URL https://youtu.be/uALyRcstN6A?si=HK8-0O8sx6IsoHBR		
費 用 内 容	動画広告料	摘 要	https://youtu.be/uALyRcstN6A?si=HK8-0O8sx6IsoHBR
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	106,323 円 ()	按 分 率 :	
		充当根拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

26年1月・ふくいの党会派3人合同WEB広告の分割計算式

費用発生日	Google広告	Google広告の補足説明 ※別紙レポート参照	Meta広告(税込) ※別紙Meta領収書参照
1月23日			17,443
1月28日			6,438
1/16~1/24	268,274		
消費税	26,814		
小計	295,088		23,881
合計	318,969		
3人分割後	106,323		

※3人分割の割り算は小数点以下を切り捨て

堀居議員、三宅議員の負担額:106,323円

支払の証拠書類は、山岸みつる議員の報告書に添付

請求処理状況レポート

2025年12月1日 - 2026年2月15日

日付	タイプ	説明文	インタラク ション	費用	クレジット	現在の残高
2026年1月31 日	税、サービ ス料	消費税: 2026年1月1 日 - 2026年1月31 日	-	¥26,814	-	
2026年1月24 日	キャンペー ン	05.2026.1.16+ 24_ふくい の党.3人_県 政報告 05.福井市	表示回数 50654 回	¥13,474	-¥3	
2026年1月24 日	キャンペー ン	01.2026.1.16+ 24_ふくい の党.3人_県 政報告 01.鯖江市	表示回数 17811 回	¥4,506	-¥2	
2026年1月24 日	キャンペー ン	04.2026.1.16+ 24_ふくい の党.3人_県 政報告 04.敦賀市	表示回数 17627 回	¥4,494	-¥3	

日付	タイプ	説明文	インタラク ション	費用	クレジット	現在の残高
2026年1月24 日	キャンペー ン	02.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 02.越前市	表示回数 15859 回	¥ 3,829	-¥ 3	
2026年1月24 日	キャンペー ン	03.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 03.坂井市	表示回数 14273 回	¥ 3,368	-¥ 4	
2026年1月24 日	キャンペー ン	06.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 06.南越前 町・池田町	表示回数 1147 回	¥ 554	-¥ 3	
2026年1月23 日	キャンペー ン	05.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 05.福井市	表示回数 51970 回	¥ 13,400	-¥ 3	
2026年1月23 日	キャンペー ン	01.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 01.鯖江市	表示回数 20532 回	¥ 4,503	-¥ 1	
2026年1月23 日	キャンペー ン	04.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 04.敦賀市	表示回数 17315 回	¥ 4,492	-¥ 3	
2026年1月23 日	キャンペー ン	02.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 02.越前市	表示回数 15821 回	¥ 3,873	-¥ 2	
2026年1月23 日	キャンペー ン	03.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 03.坂井市	表示回数 13969 回	¥ 3,364	-¥ 2	
2026年1月23 日	キャンペー ン	06.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 06.南越前 町・池田町	表示回数 915 回	¥ 406	-¥ 2	

日付	タイプ	説明文	インタラク ション	費用	クレジット	現在の残高
2026年1月22 日	キャンペー ン	05.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 05.福井市	表示回数 51789 回	¥13,447	-¥2	
2026年1月22 日	キャンペー ン	04.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 04.敦賀市	表示回数 18607 回	¥4,490	-¥3	
2026年1月22 日	キャンペー ン	01.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 01.鯖江市	表示回数 17991 回	¥4,395	-¥2	
2026年1月22 日	キャンペー ン	02.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 02.越前市	表示回数 16614 回	¥3,908	-¥2	
2026年1月22 日	キャンペー ン	03.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 03.坂井市	表示回数 15495 回	¥3,373	-¥2	
2026年1月22 日	キャンペー ン	06.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 06.南越前 町・池田町	表示回数 978 回	¥469	-¥3	
2026年1月21 日	お支払い		-	-	-¥200,000	
2026年1月21 日	キャンペー ン	05.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 05.福井市	表示回数 58913 回	¥13,369	-¥2	
2026年1月21 日	キャンペー ン	04.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 04.敦賀市	表示回数 20431 回	¥4,476	-¥3	

日付	タイプ	説明文	インタラク ション	費用	クレジット	現在の残高
2026年1月21 日	キャンペー ン	01.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 01.鯖江市	表示回数 19747 回	¥ 4,465	-¥ 4	
2026年1月21 日	キャンペー ン	02.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 02.越前市	表示回数 17830 回	¥ 3,892	-¥ 2	
2026年1月21 日	キャンペー ン	03.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 03.坂井市	表示回数 14908 回	¥ 3,348	-¥ 2	
2026年1月21 日	キャンペー ン	06.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 06.南越前 町・池田町	表示回数 880 回	¥ 384	-¥ 2	
2026年1月20 日	キャンペー ン	05.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 05.福井市	表示回数 37047 回	¥ 13,334	-¥ 2	
2026年1月20 日	キャンペー ン	04.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 04.敦賀市	表示回数 19417 回	¥ 4,473	-¥ 3	
2026年1月20 日	キャンペー ン	01.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 01.鯖江市	表示回数 20375 回	¥ 4,443	-¥ 2	
2026年1月20 日	キャンペー ン	02.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 02.越前市	表示回数 19292 回	¥ 3,896	-¥ 3	
2026年1月20 日	キャンペー ン	03.2026.1.16- 24_ふくいの党3人_県 政報告 03.坂井市	表示回数 17565 回	¥ 3,342	-¥ 2	

日付	タイプ	説明文	インタラク ション	費用	クレジット	現在の残高
2026年1月20 日	キャンペー ン	06.2026.1.16- 24_ふくいの 党3人_県 政報告 06.南越前 町・池田町	表示回数 920 回	¥ 392	-¥ 3	
2026年1月19 日	キャンペー ン	05.2026.1.16- 24_ふくいの 党3人_県 政報告 05.福井市	表示回数 63796 回	¥ 13,358	-¥ 3	
2026年1月19 日	キャンペー ン	04.2026.1.16- 24_ふくいの 党3人_県 政報告 04.敦賀市	表示回数 20032 回	¥ 4,462	-¥ 3	
2026年1月19 日	キャンペー ン	01.2026.1.16- 24_ふくいの 党3人_県 政報告 01.鯖江市	表示回数 21526 回	¥ 4,457	-¥ 3	
2026年1月19 日	キャンペー ン	02.2026.1.16- 24_ふくいの 党3人_県 政報告 02.越前市	表示回数 19346 回	¥ 3,906	-¥ 3	
2026年1月19 日	キャンペー ン	03.2026.1.16- 24_ふくいの 党3人_県 政報告 03.坂井市	表示回数 18714 回	¥ 3,359	-¥ 3	
2026年1月19 日	キャンペー ン	06.2026.1.16- 24_ふくいの 党3人_県 政報告 06.南越前 町・池田町	表示回数 797 回	¥ 332	-¥ 3	
2026年1月18 日	キャンペー ン	05.2026.1.16- 24_ふくいの 党3人_県 政報告 05.福井市	表示回数 68619 回	¥ 13,337	-¥ 2	
2026年1月18 日	キャンペー ン	04.2026.1.16- 24_ふくいの 党3人_県 政報告 04.敦賀市	表示回数 22469 回	¥ 4,481	-¥ 4	

日付	タイプ	説明文	インタラク ション	費用	クレジット	現在の残高
2026年1月18 日	キャンペー ン	01.2026.1.16 24_ふくいの党.3人_県 政報告 01.鯖江市	表示回数 23708 回	¥ 4,461	-¥ 3	
2026年1月18 日	キャンペー ン	02.2026.1.16 24_ふくいの党.3人_県 政報告 02.越前市	表示回数 21969 回	¥ 3,892	-¥ 2	
2026年1月18 日	キャンペー ン	03.2026.1.16 24_ふくいの党.3人_県 政報告 03.坂井市	表示回数 19578 回	¥ 3,358	-¥ 2	
2026年1月18 日	キャンペー ン	06.2026.1.16 24_ふくいの党.3人_県 政報告 06.南越前 町・池田町	表示回数 1140 回	¥ 519	-¥ 2	
2026年1月17 日	キャンペー ン	05.2026.1.16 24_ふくいの党.3人_県 政報告 05.福井市	表示回数 70664 回	¥ 13,383	-¥ 2	
2026年1月17 日	キャンペー ン	04.2026.1.16 24_ふくいの党.3人_県 政報告 04.敦賀市	表示回数 20313 回	¥ 4,480	-¥ 3	
2026年1月17 日	キャンペー ン	01.2026.1.16 24_ふくいの党.3人_県 政報告 01.鯖江市	表示回数 23644 回	¥ 4,461	-¥ 2	
2026年1月17 日	キャンペー ン	02.2026.1.16 24_ふくいの党.3人_県 政報告 02.越前市	表示回数 22861 回	¥ 3,900	-¥ 3	
2026年1月17 日	キャンペー ン	03.2026.1.16 24_ふくいの党.3人_県 政報告 03.坂井市	表示回数 20963 回	¥ 3,361	-¥ 2	

日付	タイプ	説明文	インタラク ション	費用	クレジット	現在の残高
2026年1月17 日	キャンペー ン	06.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 06.南越前 町・池田町	表示回数 894 回	¥ 379	-¥1	
2026年1月16 日	キャンペー ン	05.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 05.榎井市	表示回数 37939 回	¥ 12,781	-¥2	
2026年1月16 日	キャンペー ン	01.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 01.鯖江市	表示回数 11944 回	¥ 4,311	-¥2	
2026年1月16 日	キャンペー ン	04.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 04.敦賀市	表示回数 11726 回	¥ 4,148	-¥3	
2026年1月16 日	キャンペー ン	02.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 02.越前市	表示回数 9556 回	¥ 3,786	-¥3	
2026年1月16 日	キャンペー ン	03.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 03.坂井市	表示回数 10754 回	¥ 3,123	-¥1	
2026年1月16 日	キャンペー ン	06.2026.1.16- 24_ふくい の党3人_県 政報告 06.南越前 町・池田町	表示回数 234 回	¥ 80	-¥2	

福井県議会議員 山岸みつる事務所の領収書
アカウントID: [redacted]



請求書/支払日
2026/01/23 15:04

支払い方法
PayPalアカウント [redacted]

取引ID
25948917998128641-25700110726342700

製品のタイプ
Meta 広告

支払い済み

¥ [redacted]

[redacted] 支払い単位額に達したため、請求が行われました。

広告キャンペーン

投稿: 「☐ ☐【県議会ふくいの党】令和7年後半の議会活動報告☐」
2026/01/16 0:00〜2026/01/23 15:04

¥17,443

投稿: 「☐ ☐【県議会ふくいの党】令和7年後半の議会活動報告☐」

インプレッション22,861件

¥17,443

Meta Platforms Ireland Limited
Merion Road
Dublin 4
D04 X2K5
Ireland
VAT Reg. No. IE9692928F
改正消費税法(2015年)に従い、Meta Platforms Ireland Limitedが提供するインターネット上の広告掲載サービスは、国外事業者により提供された事業
<https://www.nla.go.jp/shiraberu/appanipoho/pamph/p68/cross-kolunai.pdf>

山岸み
〒42
福井市日の出町 9160053
日本
支払い明細書番号FBADS-380-103417147

福井県議会議員 山岸みつる事務局の領収書
アカウントID: [REDACTED]



請求書/支払日
2026/01/28 17:13

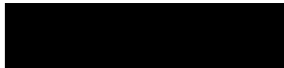
支払い方法
PayPalアカウント [REDACTED]

取引ID
25883033468050423-25899872616366512

製品のタイプ
Meta 広告

支払い済み

¥



2026/01/22以降の広告費用です。

広告キャンペーン

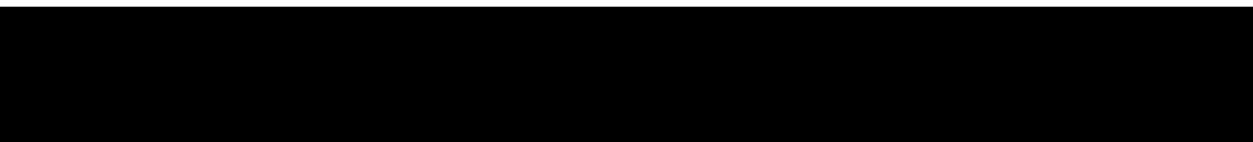
投稿: 「☐☐【県議会ふくいの党】令和7年後半の議会活動報告☐☐」
2026/01/22 0:00〜2026/01/25 23:59

¥6,438

投稿: 「☐☐【県議会ふくいの党】令和7年後半の議会活動報告☐☐」

インプレッション6,473件

¥6,438



Meta Platforms Ireland Limited
Merion Road
Dublin 4
D04 X2K5
Ireland
VAT Reg. No. IE060292BF
改正消費税法(2015年)に従い、Meta Platforms Ireland Limitedが提供するインターネット上の広告掲載サービスは、国外事業者により提供された事業
<https://www.mta.co.jp/shinshohouppanjohe/pamph/pdf/cross-kokunai.pdf>

山岸 美
7-42
株式会社の出荷 9160053
日本
支払い明細書番号EBA03-380-105440145

入出金明細照会（照会範囲選択）

照会条件を入力のうえ、「照会する」ボタンを押してください。

印刷

対象口座

[REDACTED]

03月29日 12時52分時点

[照会条件を変更する](#)

この口座から
振込・振替

（全2件） 並び替え： | [日付](#) [摘要](#) [メモ](#)

日付	お支払金額	お預かり金額	取引	残高	摘要	メモ
2026年02月15日分	106,323円		出金	[REDACTED]	現金シリアル	[編集]
2026年02月15日分		[REDACTED]		[REDACTED]	現金シリアル	[編集]

03月29日 11時00分時点の明細がご覧になれます。

前ページ

1

次ページ

通帳形式ダウンロード

入出金明細をCSVファイルでダウンロード
できます。

[トップページへ](#)

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-9	支 払 年 月 日	令和8年 2月 27日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	1月分(12月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,302 円	按 分 率 :	1/4
	(5,209 円)	充 当 根 拠 :	他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ご利用代金請求明細書
三宅 中 様

2026/04/09

2026年02月ニ請求金額

ご利用カード

有支弘曰

测试方法

引港口展

請求確定日

利用獲得ポイント

調整後

退金額	
-----	--

2025/02/27

四、壓氣管

二、利用明細

(單位：門)

利用目	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
-----	------	-----	------	------	--------	------	-------	--------

ご利用明細

(單位：円)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

〒915-0013
越前市宮谷町57-1-11

三宅 中

様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等



年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2026年 1月分 (12月31日迄)		2026年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計			

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月 9日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-14	支 払 年 月 日	令和8年 2月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞R7 年12月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中 様

2026/04/09

2026年02月ご請求金額

ご利用カード

自來水

選擇方法

引言

請求確定日

船舶降参ポイント

图 2-15

返金額

2026/02/27

口庭鑿鑿

二 利用明細

(服法：同)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

●利用明細

(單位：円)

[illegible]

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-15	支 払 年 月 日	令和8年 2月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞D刊 R7年12月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額	600 円	按 分 率 :	
(支 払 額)	()	充当根拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ご利用代金請求明細書
三宅 中 様

2026/04/09

2026年02月ニ請求金額

ご利用カード

お支払日

还原方法

引落口座

集眾議定曰

利用獲得ポイント

陶望敏

返金額

2026/02/27

口唇瘻管

二、利用明細

(單位：円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払残額	当月請求額	翌月繰越残高
-----	------	-----	------	------	--------	------	-------	--------

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

ご利用明細

(単位：円)

[illegible]

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-11	支 払 年 月 日	令和8年 3月 10日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	県議会議員の政務活動の各種補佐を行うための秘書に対する経費		
費 用 内 容	秘書給料(R8年2月分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	45,625 円 (50,000 円)	按 分 率 : 充 当 根 拠 : 政務活動18.25時間/総勤務20時間	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

令和8年3月10日

三宅わたる 様

住所 氏名

領収金額 ￥50,000-

上記金額を正に領収いたしました。

但し、令和8年2月分 秘書業務給与 として

勤務実績報告書

R8、2月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	日			
2	月	2	2	議会質問テーマ調査・内容検討
3	火			
4	水			
5	木	2	2	県政課題調査・内容共有（ハラスメント事案）
6	金			
7	土			
8	日			
9	月	2	2	議員インターンシップ大学生への県政紹介の補助
10	火			
11	水			
12	木			
13	金			
14	土			
15	日	3	1.5	県政報告会・対話集会の運営・補助
16	月	2	2	議員インターンシップ学生へのヒアリング/内容壁打ち
17	火			
18	水			
19	木	2	2	議員インターンシップ学生へのヒアリング/内容壁打ち
20	金			
21	土	2	2	議会質問内容検討・原稿作成補助
22	日			
23	月			
24	火	3	3	議会質問内容検討・原稿作成補助
25	水			
26	木	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
27	金			
28	土			
計		20	18.25	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 三宅 わたる

【政務活動費充当計算】

①総支給額 = ¥50,000

②政務活動時間 = 18.25

③総勤務時間 = 20

①×②÷③ = ¥45,625

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-10	支 払 年 月 日	令和8年 3月 27日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	2月分(1月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,301 円	按 分 率 :	1/4
	(5,205 円)	充 当 根 拠 :	他の活動との割合
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中 様

2026/04/09

ご利用カード

返金額

2026/03/27

口座振替

(單位：四)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

〒915-0013
越前市宮谷町57-1-11

三宅 中

様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2026年 2月分 (1月利用分)		2026年 2月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計			

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月 9日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-16	支 払 年 月 日	令和8年 3月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞R8年1月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中 様

2026/04/09

ご利用カード

返金額

口座振替

(單位：円)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-17	支 払 年 月 日	令和8年 3月 27日、
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費、
使 途 内 容	政務調査のための情報収集、		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞D刊 R8年1月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	600 円	按 分 率 :	
	()	充当根拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中 様

2026/04/09

ご利用カード

還金額

口座振替

(單位：元)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-18	支 払 年 月 日	令和8年 3月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(読売新聞R8年1・2月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 額 充 当 額 (支 払 額)	7,600 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中 様

2026/04/09

ご利用カード

返金額

口座振替

(單位：円)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-19	支 払 年 月 日	令和8年 3月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(新聞赤旗日曜版R7年4月～R8年3月利	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	11,880 円 ()	按 分 率 : 充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 証

福井県会議員 三宅 中 様

金 額 ￥ 11,880

但 新聞赤旗日曜版(R7 年4月～R8 年3月)代金として

2026年 3月 27 日

上記正に領収致しました

日本共産党南越地区委員会 赤旗販売所 担当
越前市家久町 103-18-6 TEL0778-22-3608

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	6-12	支 払 年 月 日	令和8年 4月 10日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	県議会議員の政務活動の各種補佐を行うための秘書に対する経費		
費 用 内 容	秘書給料(R8年3月分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	47,500 円 (50,000 円)	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	政務活動19時間/総勤務20時間
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

令和8年4月10日

三宅わたる 様

住所 氏名

領収金額 ￥50,000-

上記金額を正に領収いたしました。

但し、令和8年3月分 秘書業務給与 として

勤務実績報告書

R8. 3月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	日			
2	月	2	2	議会質問内容検討・原稿作成補助
3	火	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
4	水	4	4	常任委員会質問内容検討・原稿作成補助
5	木			
6	金			
7	土			
8	日			
9	月	2	2	県政課題調査・内容共有（ハラスメント事案）
10	火			
11	水			
12	木			
13	金			
14	土			
15	日	2	2	議員インターンシップ学生へのヒアリング/内容壁打ち
16	月			
17	火			
18	水	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
19	木			
20	金			
21	土			
22	日			
23	月			
24	火			
25	水	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
26	木			
27	金			
28	土			
29	日			
30	月	2	2	福井市にて県観光政策ヒアリング・要望活動・内容共有
31	火	2	1.75	議員活動報告SNS・HPアイデア考案・作成
計		20	19	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 三宅 わたる

〔政務活動費充当計算〕

①総支給額 = ¥50,000
 ②政務活動時間 = 19
 ③総勤務時間 = 20
 ①×②÷③ = ¥47,500

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	8-2	支 払 年 月 日	令和8年 4月 10日
使 途 項 目	会議費	支 出 科 目	会議費負担金
使 途 内 容	議員会員費(インターン大学生と県政課題の意見交換や県への政策提言プレゼンの作成などを行う「議員インターンシップ」の受入に伴う議員会員費)。		
費 用 内 容	議員会員費	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	44,000 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

特定非営利活動法人ドットジェイピー御中

議員インターンシッププログラム参加学生受入承諾書

この度、特定非営利活動法人ドットジェイピー（以下ドットジェイピーとする）の主催する議員インターンシッププログラムの趣旨、およびドットジェイピーの定める「特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約」に同意し、以下の参加学生をインターン生として受け入れることを承諾いたします。

参加学生氏名

●
●
●

18 年 1 月 26 日

ご署名 三宅わたる



入出金明細照会（照会範囲選択）

照会条件を入力の上、「照会する」ボタンを押してください。

印刷

対象口座

04月14日 16時29分時点

照会条件を変更する

この口座から
振込・振替

（全2件） 並び替え： | 日付 摘要 メモ

日付	お支払金額	お預かり金額	取引	残高	摘要	メモ
2026年04月10日分						[編集]
2026年04月10日分	44,000円		出金			[編集]

04月14日 14時00分時点の明細がご覧になります。

前ページ

1

次ページ

通帳形式ダウンロード

入出金明細をCSVファイルでダウンロード
できます。

トップページへ

議員会費の振込

会議費 / 会議負担金

会議参加負担金（議員会費）

インセン受入期間 R8.2~3月

9150013
福井県越前市宮谷町57-1-11

三宅わたる 様

NPO法人ドットジェイピー



102-0083
東京都千代田区麹町2-10-2
プレミアムオフィス麹町304



ご請求書

下記の通りご請求申し上げます。

件名 2026年春期 議員会員費につきまして

請求日 2026-02-12
請求書番号 56248
登録番号 T4010405003353

小計	消費税	請求金額
40,000円	4,000円	44,000円

入金期日	振込先
2026-03-10	※振り込み手数料は貴方にてご負担くださいますようお願い致します。

摘要	明細金額
議員会員費(都道府県議会議員)	40,000

内訳	10%対象(税抜)	40,000円
	10%消費税	4,000円

備考

2026年春期ソーシャルインターンシッププログラムにご協力くださりましてありがとうございます。
議員会員費ご請求書を送付致しましたので、ご確認くださいませ。

■会員期間:2025年10月1日～2026年3月31日

領収書はご入金確認後、発行に2週間程度頂戴しておりますので、あらかじめご了承ください。
今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

受入期間 R8.2~3月

非利活動人ドット江化一様会員規約

第1条(総則)
本規程は、特定非営利活動法人ドットジェイピー(以下「ドットジェイピー」といいます)の職員会員資格、入会手続、議員会費、議員会員の内容、その他ドットジェイピーと職員会員に関する事項を規定します。

第2条(議員会員)
1. 本規約において、議員会員とは、ドットジェイビーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターナショナル・プログラムに参加する目的でドットジェイビーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会会の議員及び市長をいふ。
2. 議員会員の資格の有効期間は半年とし、春期が10月1日から翌年3月31日まで、夏期が4月1日から9月30日までとする。
3. 議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

第3条(議院会合) 議院会合は改選の通りとする。

- 議員(各議員の任期は次の通り)とします。
- | | |
|------------------------|----|
| (1) 茨城県議会議員(各議員の任期は4年) | 議員 |
| (2) 茨城県議会議員(各議員の任期は4年) | 議員 |
| (3) 茨城県議会議員(各議員の任期は4年) | 議員 |
| (4) 茨城県議会議員(各議員の任期は4年) | 議員 |
| (5) 茨城県議会議員(各議員の任期は4年) | 議員 |

第4条（入会手続）
第1項（前項）令則となるときは、所定の申込みを提出し、ドットジェイピーに対し、入会の申込みを行います。（以下、当該申込みを「申込み」といいます。）
第2項 申込みをした者は、（申込み）を提出し、前項の申込みを受け、申込みの受領後、申込みの入会を承諾しない場合、その理由について一時的に懲罰金を負います。
第3項 申込みをした者は、前項の懲罰金を負わずに懲罰されたとき、懲罰金返還資格を有するものとします。
第4項 懲罰金返還資格が第3条第1項記載の懲罰金返還資格を有したとき、ドットジェイピーに入会します。明確な理由を提出し、ドットジェイピーに対し、入会の申込みを行います。（以下、当該申込みを「申込み」といいます。）
第5項 申込みをした者は、前項の申込みを受け、申込みの受領後、申込みの入会を承諾しない場合、その理由について一時的に懲罰金を負います。
第6項 申込みをした者は、前項の懲罰金を負わずに懲罰されたとき、懲罰金返還資格を有するものとします。
第7項 懲罰金返還資格が第3条第1項記載の懲罰金返還資格を有したとき、ドットジェイピーに入会します。明確な理由を提出し、ドットジェイピーに対し、入会の申込みを行います。（以下、当該申込みを「申込み」といいます。）

第5条（議員インターンシッププログラム）
1. 議員全員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。

1. 議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイとが、議員等のもとで実習研修を希望する学生に、議員の紹介を希望する社会実習員、参議院議員及び地方公共団体の議員を有する議員インターンシッププログラムの導入を希望する社会実習員の機会を付与すること、(以下当該機会を有する議員インターンシッププログラムの導入を希望する社会実習員を「インターン」といいます。政治に対する全国的興味を喚起し、社会教育の推進を図ること、に目的として、特定の政治団体は、宗教団体等の支援をするなど行う議員インターンシップ活動をいいます。)
2. 議員インターンシッププログラムの期間は議員インターンシッププログラムの議員インターンシップ期間中に議員会場の見学を行う場合の議員インターンシップ期間に限定されています。ドットジェイは原則的に1泊2日以上の期間に議員会場の見学を行う場合の議員インターンシッププログラムを実施しています。

第6条(総会会費)
 本会員の会費は、次分区に従い、次の通りとします。なお金額は半年間の額となります。

2. 議員会費は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイビーに対し、別途定めるところに従って議員会費を納入しなければなりません。
3. ドットジェイビーは、退会、議員会費滞りの停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会費を返還しません。
- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 森越邦彦議員・参議院議員会 | 金 85,000 円 (税込) |
| (2) 森越邦彦議員・参議院議員会 | 金 44,000 円 (税込) |
| (3) 森越邦彦議員・参議院議員会 | 金 44,000 円 (税込) |
| (4) 森越邦彦議員・参議院議員会 | 金 33,000 円 (税込) |
| (5) 森越邦彦議員・参議院議員会 | 金 55,000 円 (税込) |

第7条(施行期)は、
1. 本協会の設立は、昭和二十三年四月一日より施行する。
2. 本協会の組織は、昭和二十三年四月一日より施行する。
3. 本協会の業務は、昭和二十三年四月一日より施行する。
4. 本協会の財政は、昭和二十三年四月一日より施行する。
5. 本協会の人事は、昭和二十三年四月一日より施行する。
6. 本協会のその他事項は、昭和二十三年四月一日より施行する。

2

議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他各名の如何を問わず一切の金銭を交付してはなりません。

議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイビーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはいけません。

シブシブ会員は、筑島インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の筑島事務所においてインターンシップ活動を行わねばならない旨を、ドットジェイビーを通して、ドットジェイビーに対してその旨を付け出さなくてはなりません。

・築島会員は、築島インターンシッププログラムに参加しなければならず、ドットジェイビー、ドットジエニエーの全員及び職員、インターン生、その他ドットジェイビーの関係者の名簿、社会的情用等を管する行為をしてはなりません。

議員全員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイピーに提出した「インターンシップエンリールシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わなければなりません。

[illegible]

した後も同様とします。
 さいごに、この条例を公布し、
 施行期日を定めることとす。
 以上、所定の手続きを経て、
 本条例は、平成二十五年四月
 十六日に公布され、同日に
 施行された。

森田会長が、教学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイビーが承諾した場合にはこの限りではありません。

第8条(退会)
1. 退会会員は、電子メールアドレスまたは郵便により、ドットジェイピーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。

- このことについて、三つあります。
- ① 前項の場合、統一連合会は、当該悪会の意思表示がドクトン・ジェニビーに到達したとき退会し、懲罰委員会資格を喪失します。但し、その場合においても第8条に定める懲罰委員会は専ら裁量権が消滅するものではありません。
 - ② 残員委員会が、評議、禁煙の解散その他の事由により諸國等の職を失った場合、当該懲罰委員会は、当然にドクトン・ジェニビーを懲罰したものと見做す。

第9条（職員会関係資格の停止）
 第1条に規定する職員会に該当する場合には、ドットジェーピーは、入会を承認せず。また、入会後であっても職員会関係資格を停止する場合があります。（なお、申込者の入会を承認する場合は、ドットジェーピーの自由を判断しなくてはならず、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェーピーは、申込者の入会を承認しないものとします。）

- (1) 虚偽の事実を述べた場合
 - (2) 議員会費資格を有する者が、ドットジェンビーが相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合
 - (3) 本規約その他ドットジェンビーが定める諸規程に違反した場合
 - (4) ドットジェンビーがドットジェンビーの会員または職員、インダンター生、その他のドットジェンビーの関係者等に損害を及ぼした場合は反ばは反ばする旨がある場合
 - (5) ドットジェンビーとドットジェンビーの会員または職員、インダンター生、その他のドットジェンビーの関係者との名義または信用を偽つて行為をした場合
 - (6) 公的名義または信用を偽つて、犯罪行為、特定の組織または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為（物品の販売を含む）を企及する場合、その他法令に違反する行為を行ったと認められる場合
 - (7) 偽造手帳もしくは偽造身分証明書、その他の身分証明、または後見開始、補佐開始もしくは補佐開始の審判を受けた場合
 - (8) 議員会費資格を有するにあふさわしい状況があつた場合
 - (9) その他、ドットジェンビーの議員会費資格を有することが適当でない場合
2. 前項より議員会費資格を停止する議員会費資格をドットジェンビーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メールアドレスは番面により行うものとします。
3. 議員会費は、前項に定める議員会費資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとします。

第10条(著作権等)
 本組合員は、ドクトジェニイ、著書、写真、グラフィックス、ビデオ、オーディオテープ、レコード、フィルム、ドクトジェニイ等一切の著作物に、ドクトジェニイが特許に認めれた特許を除き、ドクトジェニイがそれらの著作物の、商標権、著作権その他の権利を有していることを承認するものとし、

第11条(総会の届出)
連格状その他の届出事項に変更を生じた場合は、電子メールまたは郵便にて、速やかに以下のトーン・ビーに告知し、その届出づけるものとします。
2. 前項の届出の趣旨により、ドットジェイとインタージェンスタは第三回選挙に候補を合流し、その相手を脱退するものとします。

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会規約

3. 第1項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイピーは一切責任を負わないものとします。

第12条 (トラバブル等)

1. 議員会員は、インタナーシヨナルプログラムに関連して、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由によらずインタナーシヨナル生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイピーに報告を行うものとし、ドットジェイピーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイピーに対し、何らの負担をかけるものとしません。

2. 議員会員は、インタナーシヨナル生またはその他の第三者から、何らかの損害を受けた場合であっても、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイピーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとし、

第13条 (損害賠償義務)

1. 議員会員は、故意または過失により、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インタナーシヨナル生、その他ドットジェイピーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなければなりません。

2. 議員会員の事情により、インタナーシヨナル生が議員インタナーシヨナルプログラムに参加することができなくなった場合または組織が困難となった場合、当該議員会員は、インタナーシヨナル生がドットジェイピーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイピーに支払うものとし、

第14条 (地位の譲渡等の禁止)

1. 議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して質権等一切の担保権を設定できないものとします。

第15条 (その他)

1. ドットジェイピーは、議員会員の議員インタナーシヨナルプログラムの活動状況を、同意を得て、写真またはビデオ撮影することができるものとします。

2. ドットジェイピーは、議員会員の氏名、会員区分(議員又は首長の区分)、所属政党、役職、経歴、写真及びビデオ等を、同意を得て、ドットジェイピーのホームページ、パンフレット、雑誌、新聞、活動報告書等、社内及び社外向け広報活動に用いることができるものとします。

3. ドットジェイピーは、ドットジェイピーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。

4. ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後と同様とします。

5. ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後と同様とします。

第16条 (規約の変更)

ドットジェイピーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。当該変更後、議員会員が議員インタナーシヨナルプログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更と同意したものとみなします。

第17条 (協議)

本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイピーと議員会員との間で解釈を異にした事項については、双方同意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

第18条 (管轄裁判所)

ドットジェイピーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

本規定は、平成26年4月1日より施行するものとします。

平成26年7月1日	改訂・適用
平成27年3月1日	改訂・適用
平成29年3月1日	改訂・適用
平成30年3月1日	改訂・適用
平成31年3月1日	改訂・適用
令和元年10月1日	改訂・適用
令和2年4月1日	改訂・適用

以上

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	4-13	支 払 年 月 日	令和8年 4月 27日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	3月分(2月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額	1,356 円	按 分 率 :	1/4
(支 払 額)	(5,425 円)	充 当 根 拠 : 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(4 / 5 ページ)

[illegible]

ご利用代金請求明細書
三宅 中 様

2026/04/14

2026年04月ご請求金額

ご利用カード

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返金額
2026/04/27	口座振替					

ご利用明細

(単位：円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高

〒915-0013
越前市宮谷町57-1-11

三宅 中

様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等



年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2026年 3月分 (2月分前分)		2026年 3月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計			

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月 9日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-20	支 払 年 月 日	令和8年 4月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞R8年2月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中 様

2026/04/16

ご利用カード

返金額

口座振替

(単位：円)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-21	支 払 年 月 日	令和8年 4月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(福井新聞D刊 R8年2月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額	600 円	按 分 率 :	
(支 払 額)	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中 様

2026/04/16

ご利用カード

返金額

口涇振替

(單位：円)

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-22	支 払 年 月 日	令和8年 4月 27日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	政務調査のための情報収集		
費 用 内 容	新聞購読料(読売新聞R8年3月利用分)	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,800 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

三宅 中 様

2026/04/16

2026年04月ご請求金額

ご利用カード

お支払日

返濟方法

引落口座

請求確定日

利用獲得ポイント

調整額

返金額

2026/04/27

口座振替

ご利用明細

(単位：円)

[illegible]

※お支払金額確定前の明細になります。

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

議員席	報告書作成者

県外調査報告書

日 時	2025年04月22日(火)～04月24日(木)			
視察先 (相手方)	①藤井聡氏(京都大学大学院工学研究科教授)／②京都市議会の会派／③鉄道運輸機構(北陸新幹線建設局)／④福井県京都事務所大霜所長／⑤京都仏教会の会員／⑥京都府内の首長経験者 ほか			
視察場所	①⑤⑥：京都市内／②京都市議会議事堂／③建設局の事務所(大阪市)／④事務所(京都市)			
視察目的	北陸新幹線の延伸・小浜京都ルートに関する調査			
視察内容	京都府内において、小浜京都ルートへの反発の実態を把握し、今後の政策検討に活かすため、現地でヒアリングを実施した。 ① 国土強靱化や新幹線沿線の発展という歴史的視点、経済・税収効果について説明を受けた。年間2,700億円の経済効果試算は過小との指摘があり、京都・大阪でのGDP押し上げ効果は30年累計25兆円超(年約8,300億円)との見方も示された。効果の定量的な可視化の重要性を認識した。 ②⑤⑥ 京都市内接続については反対・懸念の声が多く、地下水への影響、長期工事による交通混雑、埋蔵文化財への影響などが挙げられた。また、厳しい財政状況の中、新幹線より地下鉄延伸を優先すべきとの意見もあった。 ③ 鉄道・運輸機構による説明では、地下水や交通、文化財への影響について、科学的・数値的根拠に基づき大部分が対応可能と示された。こうした説明を住民や関係者に広く共有し、懸念に対する理解を深めることの重要性を感じた。 ④ 令和7年4月に移転した県京都事務所を訪問。京都経済センター隣接により、経済界との連携や会合の利便性が向上しており、新幹線機運の醸成にも寄与が期待される。			
上記活動に 要した旅費	交 通 費	行 程	交通機関等	金 額
		越前たけふ駅～京都駅	北陸新幹線・特急利用 片道分	¥ 4,510 円
		京都駅～新大阪駅	新幹線利用 片道分	¥ 2,880 円
		京都駅～越前たけふ駅	特急・北陸新幹線利用 片道分	¥ 4,510 円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
		宿 泊 費	内訳:2泊分	¥ 24,800 円
		そ の 他	内訳:土産代	¥ 5,960 円
		合 計		¥ 42,660 円
備 考	京都駅～新大阪駅間の移動はスケジュールの関係で新幹線を利用			

☒ 団体等から旅費を受領していない

議員連	報告書作成者

県外調査報告書

日 時	2025年05月07日(水) 18時00分～20時00分		
視察先 (相手方)	北陸新幹線整備促進議員連盟による「北陸新幹線敦賀・大阪間認可・着工早期実現決起大会」への出席		
視察場所	都市センターホテル		
視察目的	福井県議会 北陸新幹線整備促進議員連盟の活動		
視察内容	東京都内で決起大会を開き、超党派の県議33人、県選出国会議員らが結束を確認した。与党が2017年に正式決定した唯一のルートと強調し、石川県の一部などから上がる「米原ルート」の再検討を求める声をけん制。敦賀―新大阪間の建設促進を図る与党整備委員会委員長長の西田昌司参院議員(京都選挙区)が来賓として出席。あいさつで、改選となる夏の参院選で小浜・京都ルートの是非が選挙区内の争点になっているとの認識を示し、「選挙に有利かどうかで小浜・京都ルートを推進しているわけではない。太平洋側の交通網が被災しても東京と大阪を結ぶ国土強靱(きょうじん)化のためにやっている」と発言された。		
上記活動に 要した旅費	交 通 費	行 程	金額
		越前たけふ駅～東京駅	北陸新幹線利用 往復分 ￥ 31,880 円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
		宿 泊 費	内訳:5/7宿泊分 ￥ 17,570 円
		そ の 他	内訳: ￥ - 円
		合 計	￥ 49,450 円
備 考			

☒ 団体等から旅費を受領していない

議員簽	報告書作成者

県外調査報告書

日 時	2025年05月12日(月) 10時30分～ 時 分																																																
視察先 (相手方)	令和7年度北陸新幹線建設促進同盟会総会への出席																																																
視察場所	都市センターホテル																																																
視察目的	福井県議会 北陸新幹線整備促進議員連盟の活動																																																
視察内容	来賓、沿線自治体の首長、議長、経済界の代表など約330名が出席。小浜京都ルートによる一日も早い全線開業の実現を求めていることを満場一致で決議した。来賓の西田昌司与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会委員長から、早期全線整備に向けて、力強い言葉もあった。																																																
上記活動に 要した旅費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行 程</th><th>交通機関等</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>越前たけふ駅～東京駅</td><td>北陸新幹線利用</td><td>¥ 25,050 円</td></tr> <tr> <td></td><td>※JR代は越前たけふ駅～東京駅(指定席特急券)+同区間の往復乗車券代 ※復路特急券は含まない</td><td>円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>宿 泊 費</td><td>内訳:</td><td>¥ - 円</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>内訳:</td><td>¥ - 円</td></tr> <tr> <td></td><td>合 計</td><td>¥ 25,050 円</td></tr> </tbody> </table>	行 程	交通機関等	金 額	越前たけふ駅～東京駅	北陸新幹線利用	¥ 25,050 円		※JR代は越前たけふ駅～東京駅(指定席特急券)+同区間の往復乗車券代 ※復路特急券は含まない	円			円			円			円			円			円			円			円			円			円			円	宿 泊 費	内訳:	¥ - 円	そ の 他	内訳:	¥ - 円		合 計	¥ 25,050 円
行 程	交通機関等	金 額																																															
越前たけふ駅～東京駅	北陸新幹線利用	¥ 25,050 円																																															
	※JR代は越前たけふ駅～東京駅(指定席特急券)+同区間の往復乗車券代 ※復路特急券は含まない	円																																															
		円																																															
		円																																															
		円																																															
		円																																															
		円																																															
		円																																															
		円																																															
		円																																															
		円																																															
		円																																															
宿 泊 費	内訳:	¥ - 円																																															
そ の 他	内訳:	¥ - 円																																															
	合 計	¥ 25,050 円																																															
備 考																																																	

☒ 団体等から旅費を受領していない